



栃木県公報

令和4(2022)年
9月21日(水)
号 外
第 52 号

目 次

条 例

○職員の育児休業等に関する条例の一部改正..... 2

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の育児休業等に関する条例の一部改正（栃木県条例第28号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の取得回数の制限が緩和されること等に
に伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情等について、所要の規定の整備をすることとしまし
た。（第2条及び第2条の3～第3条の2関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4（2022）年10月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年9月21日

栃木県条例第28号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u> 以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（</p> <p><u>第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p>

るもの

(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして
いる場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後
引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る
子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を
育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次
に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲
げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に
掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、
人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合
に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に
掲げる場合に該当して育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が
同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶
者育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である
場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日
とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なる
ときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げ

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい
る非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期
が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用される
ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日
を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員
が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる
場合に該当して育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲
げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業
の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあつて
は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該
配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのい
ずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に
掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする
育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は
当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当
該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期
間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場
合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

る場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合
にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日
以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする
場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達日後である場合又は、当該未
日とされた日)において育児休業をしていない場合又は当該非常勤職
員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合
又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の未
日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあっては、当該
末日とされた日)において配偶者育児休業をしていない場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあっては、当該未
日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育
児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月
から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が、次の各号に掲げる
場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条に規定する場合
に該当して育児休業をしていない場合であつて次条第7号に掲げる事情に
該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委
員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当
する場合)

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職
員の配偶者がこの条に規定する場合に該当し、又はこれに相当する場
合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児
休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初
日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の
期間においてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしたことが

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が
する育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあっては、当該未
日とされた日)において育児休業をしていない場合又は当該非常勤職
員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が
する配偶者育児休業の期間の未
日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあっては、当該
末日とされた日)において配偶者育児休業をしていない場合

イ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月
から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳
6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの
条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日と
する育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又
は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当
該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間
の初日とする育児休業をしようとする場合にあっては、次に掲げる場合の
いずれにも該当するときはとする。

(1)・(2) 略

ない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。以下この号において同じ。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)

(6)・(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

附 則

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に改正前の第3条第5号の規定により育児休業に係る子を養育するための計画について申し出た職員に対する改正前の同条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

(人事課)